

# 災害発生時の対応について《保護者の皆様へお願い》

令和7年4月8日(火)

石巻市立湊中学校

校長 平塚 真一郎

## 宮城県沿岸に津波注意報・警報が発表された場合の対応について

### 1 生徒が学校にいる場合(地震、津波注意報・警報発生時)

- (1) 生徒は学校待機とし、原則として下校させません。
- (2) 状況を判断して、「大門崎公園(高台)」に避難させます。  
引受者が学校に迎えに来た際も、津波の恐れのある場合には、引受者と一緒に「大門崎公園(高台)」に避難していただきます。
- (3) 注意報、警報が発表中の場合は、原則として引き渡しはいたしません。

### 2 生徒が在宅中(登校前)

- (1) 自宅待機または家族と共に高台や避難所等への自主避難とします。登校させないでください。
- (2) 注意報・警報解除後の学校の対応については、学校からメール配信、電話連絡、家庭訪問等、可能な方法で連絡します。それまでは、自宅待機または自主避難となります。

### 3 生徒が登下校中

- (1) 「自宅が近ければ自宅に戻る。」「学校が近ければ学校に向かう。」「最寄りの高台に避難する。」「高い建物・施設に避難する。」「近くにいる大人に助けを求める。」等、生徒が自分で判断し、行動することになります。大きな揺れが収まったらすぐに道路へ出て、生徒の姿を確認し、声掛け等をお願いします。
- (2) 津波注意報・警報が解除されるまでは避難行動を継続します。

※ 自宅等から自主避難し、自宅等に戻れない場合には、可能な範囲で結構ですので、学校へ安否、所在、連絡先等をお知らせください。

※ 原則として、津波注意報・警報が発表されている段階では、保護者や事前に登録されている方が来校しても、生徒の引き渡しはできません。注意報・警報が解除されてからお出でください。

※ 「緊急時引取り者」に記入されていない方には生徒を引き渡すことができません。

### 4 連絡先

湊中学校 0225-95-8351  
湊中学校緊急連絡用携帯電話 070-1306-2305

見やすい場所に掲示し、緊急時に備えてください。

### Ⅲ－６ 石巻市立湊中学校災害対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害を予防又は軽減し、災害発生時における被害の拡大を防ぐとともに、災害の復旧を図るため、石巻市立湊中学校（以下「本校」という。）における災害対策に関し必要な事項を定めるものとする。

2 災害対策については、法令又はこれに基づく特別の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(校長の責務)

第2条 校長は、本校の教職員、生徒の生命、身体及び教育施設等を災害から守るため、災害対策に関する必要な措置を講ずるものとする。

2 校長は、災害対策の実施にあたっては、関係機関と密接な連携のもとに行うものとする。

3 校長は、本校の教職員、生徒に対して、日ごろから研修等により災害及び防災に関する知識を啓発するとともに危機管理意識を養成するものとする。

(教職員の責務)

第3条 教職員は、この要綱の定めるところにより、災害対策の実行に努めなければならない。

(校内災害対策委員会)

第4条 災害対策に関する重要事項を審議するために、校内災害対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(防災対策)

第5条 委員会は、次に掲げる防災対策を実施するものとする。

(1) 年間防災計画策定に関する事項

(2) 防災教育及び防災訓練に関する事項

(3) 施設、設備及び土地並びに危険物等の点検・整備及び安全対策 に関する事項

(4) 情報の収集並びに伝達方法及び連絡網の整備に関する事項

(5) その他防災に関する必要な事項

(災害対策マニュアルの作成等)

第6条 委員会は、本校の実状に則した災害対策マニュアルを作成し、教職員、生徒にこれを周知するものとする。

(校内災害対策本部)

第7条 校長は、大規模な災害が発生し、又は発生することが予想されるときは、直ちに校内災害対策本部を（以下「災对本部」という。）を設置するとともに、校内災害対策非常配備態勢（以下「非常配備態勢」という。）を発する。

2 災对本部の構成及び担当業務は、別表1のとおりとする。

3 非常配備態勢の種類及び基準は、別表2のとおりとする。

4 校長は、災害が発生するおそれなくなった場合又は災害応急活動が完了したときは、災对本部を廃止するとともに、非常配備態勢を解除する。

(情報の収集等)

第8条 校長は、災害に関する情報を迅速に収集するとともに、収集した情報に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(安否の確認)

第9条 校長は、災害が発生したときは、教職員、生徒の安否の確認を速やかに行うものとする。

(職務遂行要員の確保等)

第10条 校長は、職務遂行可能な者の把握に努め、災害対策業務及び本来の職務を遂行する要員の確保に努めるものとする。

- 2 校長は、教職員に前項の災害対策業務を命ずるときは、健康管理及び衛生管理上の配慮に努めるものとする。

(応急措置)

第11条 校長は、災害による教職員、生徒の行方不明者及び負傷者の発見に努めるとともに、負傷者の救護に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の措置を講ずる場合においては、二次災害の防止に注意を払うものとする。

(避難住民の受入れ等)

第12条 校長は、石巻市災害対策本部から本校に避難所設置の要請があったときは、すみやかに必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項により本校の施設を避難場所として提供したときは、校長は、石巻市地域防災計画に基づく教職員の協力等について、関係機関と協議するものとする。

- 3 校長は、避難所が開設された場合の対応を定めた避難所使用施設計画を作成しておくものとする。

(自主避難住民の受入れ)

第13条 校長は、災害が発生するおそれがあるため、近隣の住民が自主的に緊急避難してきたときは、一時的に本校の適当な場所を緊急避難場所として提供することができる。

- 2 前項により本校の施設を緊急避難場所として提供したときは、校長は、避難住民受入れ後の対策について、関係機関と協議し、必要な措置を講ずるものとする。

(施設等の提供)

第14条 校長は、関係機関から被災地域における人命救助及びその他救護活動等のため、本校の施設等の提供の要請があったときは、協議の上、当該施設を提供するものとする。

(被災状況報告)

第15条 校長は、被災の状況を的確に把握して、石巻市教育委員会に被害状況等を報告するとともに、関係機関と連絡を密にして、事態の収拾に努めるものとする。

(災害復旧)

第16条 校長は、速やかな教育活動の再開に向け、必要な措置を講ずるものとする。

(二次災害の防止)

第17条 校長は、災害復旧に当たっては、建物の倒壊、崖崩れ等危険区域の発見に努めるとともに、状況に応じて立入禁止等の安全措置を講じ、二次災害の防止に努めるものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、本校の災害対策に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

平成23年10月31日 仮設校舎に移動のため一部改訂

令和2年4月1日 一部改訂

令和3年4月1日 一部改訂

別表 1

災害対策本部の構成及び担当業務

| 区 分  |                    | 担当業務                            |
|------|--------------------|---------------------------------|
| 本部長  | 校長                 | 本校及び関係機関と連絡調整の上、災害対策本部長を補佐すること。 |
| 副本部長 | 教頭<br>教務主任<br>防災主任 |                                 |
| 本部員  | その他の教職員            | 本部長及び副本部長の指揮のもとに災害対策活動に従事すること。  |

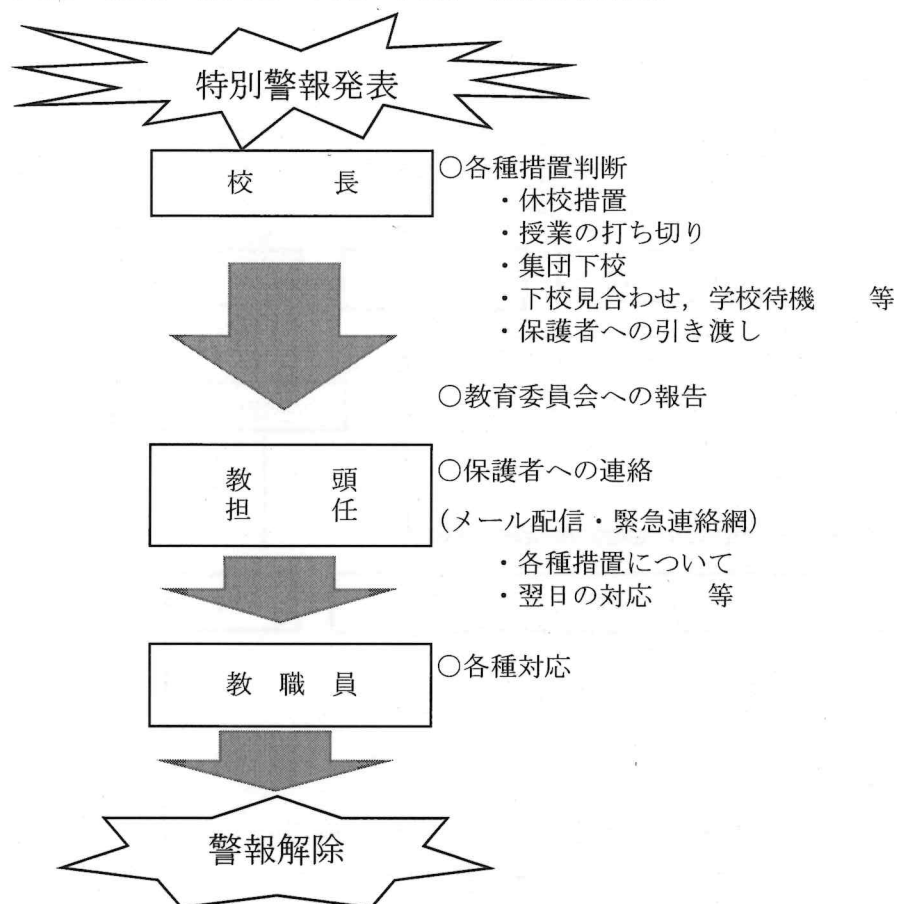
別表 2

校内災害対策非常配備態勢

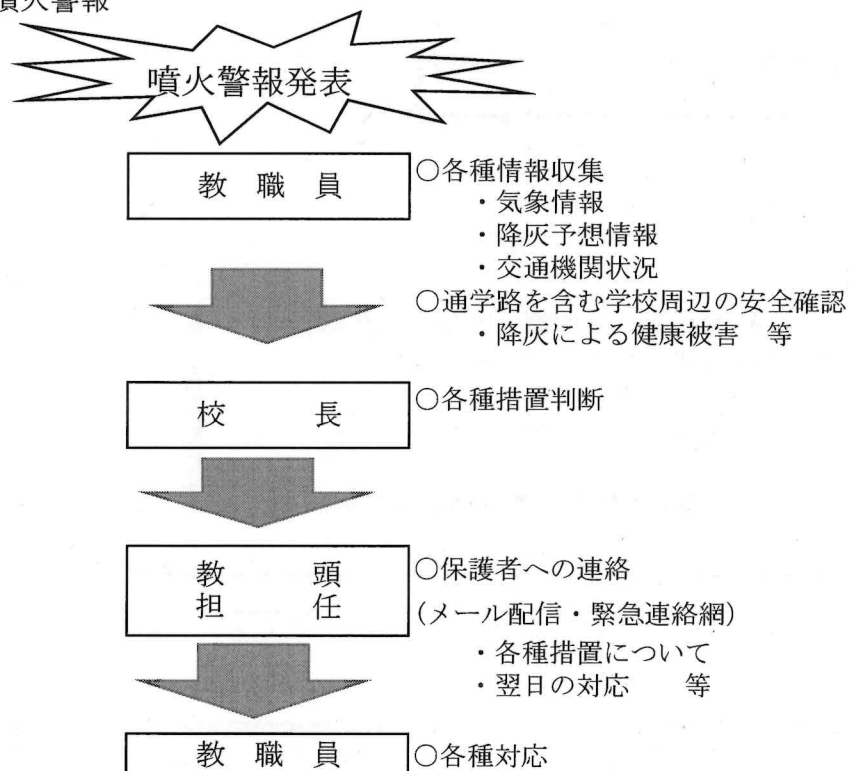
| 種 類    | 基 準                                                                                                                                                                                       | 配備職員                                  |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 0号配備態勢 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・局地的な災害が拡大し、又は拡大するおそれがあるとき。</li> <li>・市内で震度5弱の地震が観測されたとき。</li> <li>・大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が発表されたとき。</li> <li>・石巻市総務部長が必要と認めたとき。</li> </ul>               | 教頭<br>教務主任<br>防災主任                    |
| 第一配備態勢 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波注意報が発表されたとき。</li> <li>・大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が発表され、市内の一部に災害の発生が予想されるとき、または発生したとき。</li> <li>・副市長が必要と認めたとき。</li> </ul>                                  | 校長<br>教頭<br>教務主任<br>防災主任              |
| 第二配備態勢 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・震度5強の地震が発生したとき。</li> <li>・市内の局地的な災害が発生し、又は拡大するおそれがあるとき。</li> <li>・市長が必要と認めたとき。</li> </ul>                                                         | 校長<br>教頭<br>教頭<br>教務主任<br>防災主任<br>用務員 |
| 第三配備態勢 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の広範囲で災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。</li> <li>・震度6弱以上の地震が発生したとき。</li> <li>・津波注意報又は大津波警報が発令されたとき。</li> <li>・避難指示が発令されたとき。</li> <li>・市長が必要と認めたとき。</li> </ul> | 全職員                                   |

### Ⅲ－８ 特別警報発表時の対応

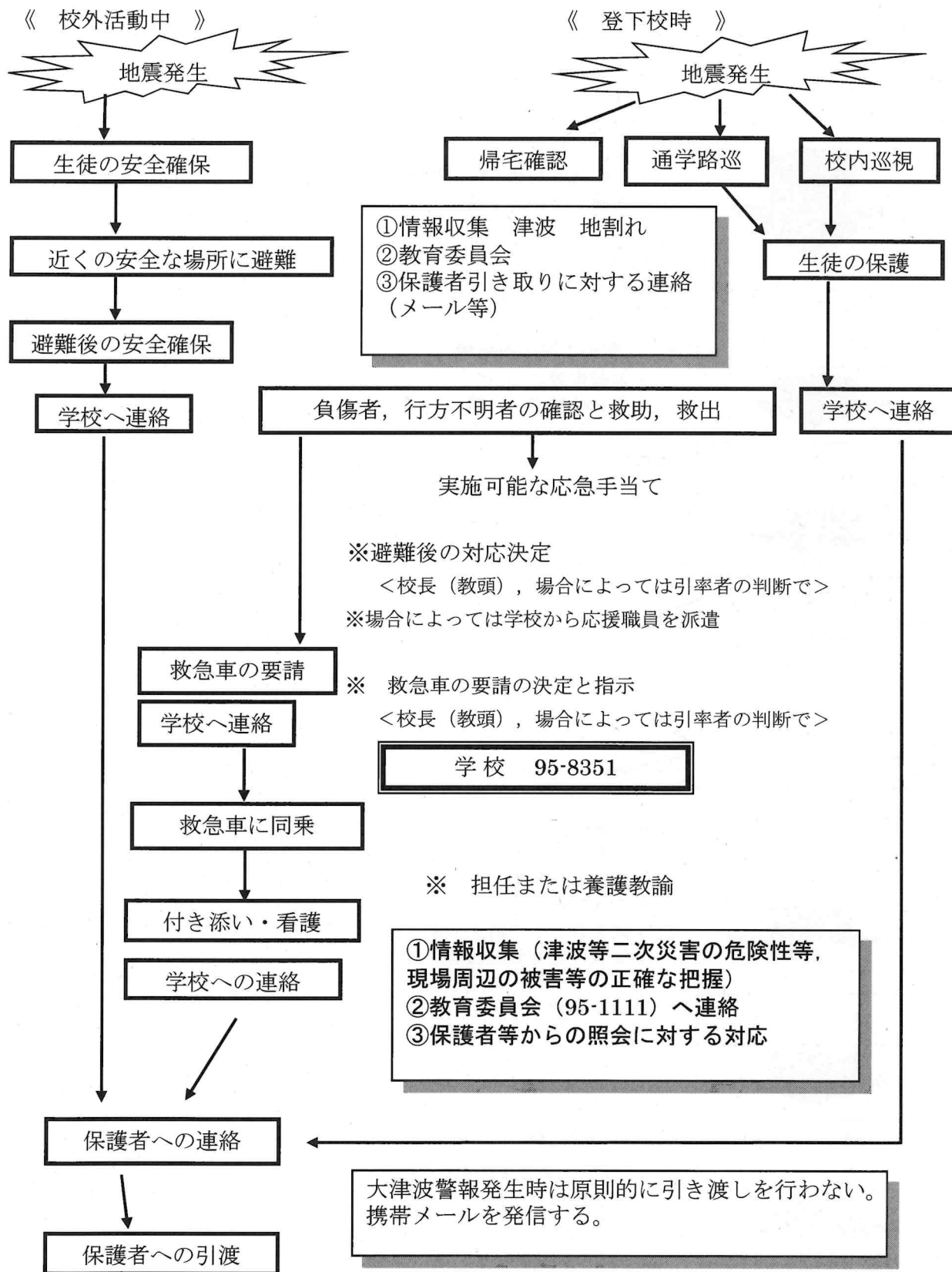
大雨・暴風・暴風雪・大雪・高潮・波浪特別警報



噴火警報



# 大地震の発生



「震度6弱以上」 全員参集 ※津波警報・注意報発表時は参集しない！

地震発生

まずは自分の身を守り，安全が確保されたら参集

※ 緊急連絡網

教職員非常招集

- ①校舎施設の被害状況の把握
- ②児童の安否確認
- ③教育委員会（95-1111）へ連絡
- ④PTA会長との連絡  
教頭→PTA会長
- ⑤情報収集（二次災害の危険性等，地域の被害等）
- ⑥保護者等からの照会に対する対応
- ⑦情報の窓口の一本化＜教頭対応＞

授業再開について教育委員会，PTAと協議

学校避難所の開放

【避難所の運営支援活動】

- |                          |                               |
|--------------------------|-------------------------------|
| 配布係                      | 食料品，飲料水の配布，毛布，肌着，<br>タオル等配布   |
| 連絡係                      | 災害対策本部等との連絡                   |
| 受付係                      | 避難者名簿の作成，避難民への情<br>報提供，苦情の相談等 |
| 清掃係                      | ごみの始末，便所の清掃等                  |
| ボランティア班                  | ボランティアの受付，指示等                 |
| 巡回係                      | 避難民の状況把握，施設の警備等               |
| ※詳細については【校舎が避難所になった場合】参照 |                               |

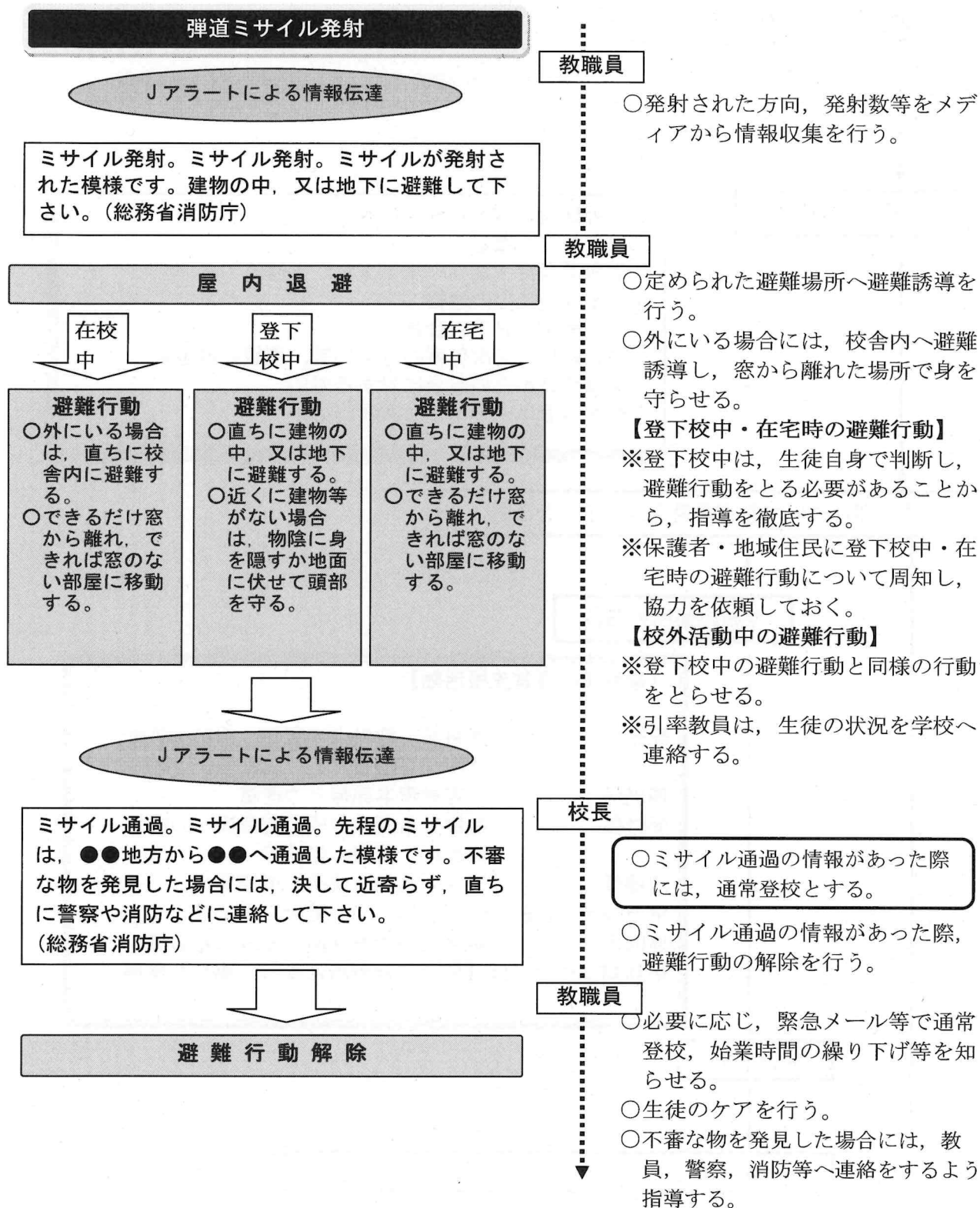
家庭訪問

授業再開について教育委員会，PTAと協議

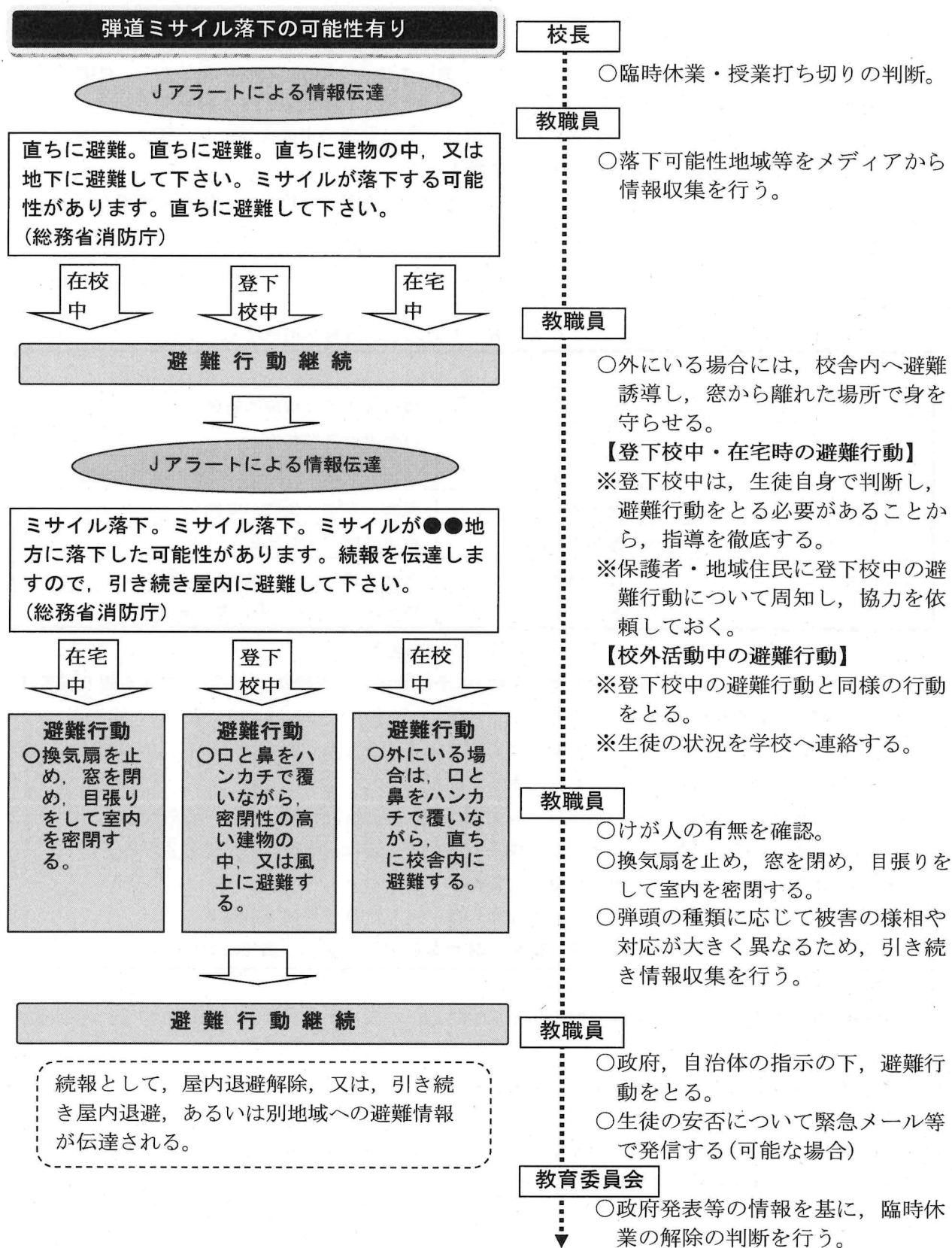
保護者への連絡

### Ⅲ - 10 弾道ミサイル発射等に係る対応

#### 1 弾道ミサイル発射時の対応（日本に飛来する可能性のある場合）



## 2 弾道ミサイル落下時の対応（日本の領土・領海に落下する可能性がある場合）



## 学校への犯罪予告・テロへの対応について

### 1 平時の備え

- (1) 学校においては、不審なものがないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、特に薬品等の備品管理を徹底するとともに、安全点検等を実施する。
- (2) いたずらやいやがらせの可能性が考えられる場合でも、最悪の事態を想定し、園児、児童、生徒、教職員の安全を最優先に対応する体制を整備しておく。
- (3) 警察、教育委員会等の関係機関と密に連携し、迅速かつ的確に対応できる体制を整備しておく。

### 2 電話による犯行予告の場合

- (1) 下記【犯行予告等への対応表】により落ち着いて対応し、情報を把握する。

| 聴取内容           |           | 聴取時における注意事項          |
|----------------|-----------|----------------------|
| いつ             | 犯行日時      | 爆破等予定日時等の確認          |
| どこで・どこに        | 犯行場所      | 設置場所等の特定             |
| だれが            | 犯人の特徴     | 言動、なまり、声質、興奮の有無、電話番号 |
| 何を・どのように       | 爆弾等の特徴    | 種類、形状、包装の有無          |
| どうなるか・どうなっているか | 爆発等の規模    | 被害予測、被害状況            |
| 相手の要求等         | 目的・動機・原因  | 金銭、嫌がらせ、愉快犯、怨恨       |
| その他            | 送話口からの騒音等 | 環境確認(電車の走行音、放送等)     |

#### 【犯行予告等への対応表】

- (2) 相手に気付かれないように同勤者と連絡を取り(予めサイン等を決めておく)、できる限り録音機器等を活用し、証拠資料の確保に努める。
- (3) 電話のスピーカー機能を活用して同勤者にも聞こえるようにし、協力を求める。その際には、感づかれないように周囲で話をしないようにする。
- (4) 予告電話をいたずら電話と感じた場合でも校長(不在の場合は次順位の者)へ報告する。
- (5) 情報受信者の教職員は電話が切れた後、校長(不在の場合は次順位の者)に報告する。
- (6) 校長は直ちに警察に通報し、教育委員会に報告する。
- (7) 爆破等予告時刻が迫っている場合や不明な場合は、直ちに全ての人が避難する。
- (8) 爆破等予告時刻に余裕がある場合は、警察や教育委員会と協議し、適切に対応する。

#### ☆不審物を検索する場合

- (1) 警察の指示を受けた上で不審物を検索する場合には、校長(不在の場合は次順位の者)の指揮の下で行う。
- (2) 指揮者は可能な限り検索要員を編成し、概要説明後、担当区域・不審物発見時の対応を指示して検索を実施する。
- (3) 検索要員は、担当区域について執務室、トイレ、倉庫、機械室、植込み等くまなく責任を持って検索を行い、不審物の発見に努める。

### 3 不審物を発見した場合

可能な範囲で、園児、児童、生徒、教職員の安全を最優先に以下の対応を行う。

- (1) 不審物には一切触れない。
- (2) 教職員は不審物を発見した際、校長（不在の場合は次順位の者）に報告し、校長は直ちに警察に通報し、教育委員会に報告する。
- (3) 園児、児童、生徒が不審物を発見した場合は触れないで教職員に報告するように指導する。
- (4) 状況に応じて園児、児童、生徒を安全な場所に避難させる。
- (5) 警察等に連絡し、全ての人が安全な位置まで離れて待機する。ウィルス・細菌、化学物質が疑われる場合は、警察に調査を依頼する。
- (6) 中身が飛散するおそれがある場合には、危険の及ばない範囲でビニールで覆いをする等の対応を施す。
- (7) 放射性物質、ウィルス・細菌等、被爆若しくは感染するおそれのある物を発見した場合は、部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入れないようにし、その場所又は部屋にいた人全てのリストを作成する。
- (8) 汚染されたおそれのある人は速やかに水と石鹸で洗い流し、うがいを行う。脱いだ衣服はビニール袋等で密閉する。
- (9) 汚染のおそれがある場合は、付近の空調、扇風機等を停止する。
- (10) 何らかの自覚症状があれば医療機関を受診する。

#### ☆不審物等に対する着眼のポイント

- (1) 導火線、乾電池、時計の設置
- (2) 火薬等の薬品臭
- (3) 金属や粉のような物が入っている。
- (4) 秒を刻むような音がしている。
- (5) 包装に粉等が付着している。
- (6) 不自然な形状や重さ など

### 4 テロが行われる（た）場合

最悪の事態を想定し、園児、児童、生徒、教職員の安全を最優先に対応する。

#### (1) 事前に犯行声明が行われた場合

生物兵器等を仕掛けたなどの予告があった場合は、「2 電話による犯行予告の場合」に従って行動する。

#### (2) 事前に犯行声明がなかった場合

「3 不審物を発見した場合」に従って行動する。

## インターネット上の犯罪被害への対応について

### 1 未然防止の対応

- (1) 犯罪被害の未然防止及び問題の早期発見・被害防止のために、最新事例の把握や情報モラル教育の充実に努める。
- (2) 生徒だけでなく、保護者に対しても「学級だより」「学年だより」「生徒指導だより」「学校だより」を利用する等、日ごろから啓発活動を行う。また、PTAで保護者向けの講演会や研修会などを企画し、携帯端末のフィルタリングサービスの必要性などを伝えていく。
- (3) 打合せ、職員会議、校内研修などで、被害事例の研究や、園児児童生徒が利用しているインターネットのサイトに関する情報を共有する。
- (4) 被害があった場合、関係機関に相談する体制を整備しておく。

### 2 被害発生時の対応



### ※ 対応の原則

- (1) 解決に向けて一刻、一瞬を大切に、早急に対応する。
- (2) 解決に向けての方針は具体的に決定する。
- (3) 全教職員が一致して当事者として対応する。
- (4) 被害が発生したら、「解決」を確認するまで追求する。「解決」の確認には校長があたる。
- (5) 対応の中で、「個人名」「家庭の事情」等、必要とみなされるものは非公開とする。